



岩手県高等学校教職員組合 〒020-0883 盛岡市志家町11番13号 高校教育会館内  
TEL 019-624-5227 FAX 019-653-2285 E-mail:iwako@jtu-iwako.jp  
岩手高教組機関誌 発行/情宣部 印刷/杜陵プリント社

●確定闘争はじまる ●互助部の利率が変更になります ●部活動指導業務の見直し ●再任用教職員の労働条件改善を ●永年勤続表彰者を囲む会 ●2016年度日教組平和集会 ●さようなら原発 さようなら戦争大集会 ●高教組法律相談 ●喜怒哀楽 ●クロスワード

## 確定闘争はじまる — 労働条件の改善をめざして —

10月17日、県人事委員会は知事及び県議会議長に対し次のとおり勧告を行いました。

### 【給与改定関係】 (今年4月遡及実施)

- ① 月例給：民間給与との較差0.15% (539円)  
若年層に重点を置きながら給料表全体の水準引き上げ改定
- ② 一時金： 0.15月引上げ (4.15月分→4.30月分 勤勉手当に配分)  
再任用職員0.05月引上げ (2.20月→2.25月 勤勉手当に配分)

### 【扶養手当の見直し】

配偶者に係る手当額 (13,000円) を他の扶養親族に係る手当額 (6,500円) と同額まで減額し、子に係る手当額を引き上げ (6,500円→10,000円)

※2017年4月より段階的に実施される実態の違い

### ◎各年度における扶養手当の手当額 (月額) の推移

		2016年	2017年	2018年	2019年
岩手県	配偶者	13,000円	10,000円	10,000円	6,500円
	子	6,500円	8,000円	8,000円	10,000円
国	配偶者	13,000円	10,000円	6,500円	6,500円
	子	6,500円	8,000円	10,000円	10,000円

公民較差により3年連続の引き上げとなりましたが、月例給引き上げは、若年層には厚く、高齢層には昨年度と同様に僅かな改定となる見通しです。現給保障の解消とは程遠く、勤務意欲向上にはつながりません。

これまで勧告しないよう求めてきた『扶養手当の見直し』については、受給者に与える影響を考慮して国勧告より1年長く2年間の経過措置を設定しましたが、国に準じて見直し、段階的な実施を勧告しました。

3年連続のプラス改定勧告や、交通機関等利用の通勤手当の改定の必要性に言及するなど、改善となる内容を引き出したものの、扶養手当の見直しは、民間実態と乖離し、配偶者を扶養する世帯を中心に減額になるなど多くの課題が残ります。

10月31日の人事課総括課長交渉を皮切りに、地公共闘は勤務意欲を維持・向上できる給与改定を求め確定闘争をスタートさせます。



10月12日地公共闘総決起集会県庁座り込み